

(別添)

車両管理業務談合事案における入札談合等関与行為による  
国の損害等に関する調査結果について

平成24年4月13日

国土交通省

## I はじめに

公正取引委員会は、北海道開発局（以下「開発局」という。）が発注する車両管理業務に関し、平成 21 年 6 月 23 日、国土交通大臣に対し、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第 2 条第 5 項第 3 号の規定に違反し、開発局の職員が少なくとも平成 14 年度から平成 18 年度までに実施された指名競争入札において、入札談合等関与行為を行っていたとして、同法第 3 条第 2 項の規定に基づき、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。

国土交通省は、この改善措置要求を踏まえ、車両管理業務談合事案に係る調査結果及び改善措置を取りまとめた「車両管理業務談合事案に関する調査報告書」（以下「前回報告書」という。）を平成 22 年 2 月 18 日に公正取引委員会に報告するとともに、関係者に対する処分を併せて公表した。

本調査結果は、前回報告書及び公正取引委員会から提供された供述調書を踏まえ、入札談合等関与行為防止法第 4 条第 1 項に基づく損害の有無及び同法同条第 2 項に基づく賠償責任の有無について取りまとめたものである。

## II 調査結果

### 1. 国の損害の有無について

公正取引委員会の平成 21 年 6 月 23 日付け国土交通大臣宛て改善措置要求及び同日付け入札参加業者宛て排除措置命令においては、開発局が平成 14 年 3 月 19 日から平成 20 年 7 月 14 日までに発注した車両管理業務において、事業者間での談合行為が行われていた事実が認められる。

また、北海道開発局発注分に係る公正取引委員会の同日付け課徴金納付命令に対する入札参加業者の応諾状況に鑑みれば、これら事業者間の談合行為により、少なくとも、平成 17 年度から平成 20 年度までの開発局発注の車両管理業務については、正常な市場による競争が妨げられ、もって国に損害が生じたと考えることが妥当である。

以上のことから、開発局の職員が関与したとされる期間のうち、平成 17

年度及び平成 18 年度の車両管理業務については、談合行為による国に対する損害が存することとなる。

## 2. 入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無について

### (1) 談合に関与したとされた者の行為

前回報告書及び公正取引委員会から提供された供述調書から、談合への関与に係る具体的状況及び職員の特特定がなされたのは以下のとおりである。

平成 14 年 1 月の開発局、開発局の職員団体及び北協連絡車管理株式会社（以下「北協連絡車」という。）の三者が出席する会合（開発局からは開発監理部長、次長、総務課長及び事務管理班長が出席、北協連絡車からは前社長及び前専務が出席）において、開発局が発注する車両管理業務に係る平成 14 年度以降の指名競争入札導入スケジュールや業者指名の考え方を説明した。

北協連絡車の前社長及び前専務は、開発局の元職員であることから開発局の事務所等の設置状況を熟知しており、他の車両管理会社の北海道における営業拠点の設置状況にも精通していたため、開発監理部長及び次長の発言は、平成 14 年度以降の指名競争入札の実施箇所等を容易に判断することができる情報を提供するものであった。

開発監理部長及び次長のこのような行為は、入札談合等関与行為防止法第 2 条第 5 項第 3 号の規定（入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること）に該当する行為である。

### (2) 賠償責任の有無

入札談合等関与行為防止法第 4 条第 5 項では、「当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない」と規定している。

平成 14 年 1 月の会合で、開発監理部長及び次長が、「導入スケジュール」や「業者指名の考え方」を説明したことは、前回報告書にあるとおり、指名競争入札の導入により、開発局に勤務する非常勤職員を当該特定事業者に就職斡旋していた斡旋条件の維持が困難になることを職員団体に理解させるとともに、被斡旋者の労働条件を変える時間的余裕があることを当該事業者理解させることにより、指名競争入札の円滑な導入を進めるためであり、入

札談合への関与を意図したものとは認められない。

また、会合が行われた平成 14 年 1 月は「入札談合等関与行為防止法」の成立前であり、当時、談合や競売入札妨害罪に結びつく入契情報としては「予定価格」や「割付表」が一般的に認識されていた。役務契約については、一部、競争入札を導入していたものもあるが、車両管理業務など随意契約を行っていた業務が多く、また、役務に関する談合情報は寄せられていなかったため、「予定価格」や「割付表」以外のどのような情報が談合を誘発、助長することになるのかを認識することが難しく、「導入スケジュール」や「業者指名の考え方」を示すことにより談合の発生を予見することは困難であったと考えられる。

なお、当時、開発局では明確な規定等はなかったものの、「導入スケジュール」は指名通知の前は未公表情報として取り扱われていたが、競争入札を導入していく際には、導入スケジュールや競争参加に必要な一般的な要件は、公表しても差し支えない情報であった。

以上のことから、開発監理部長及び次長には教示行為により事業者間の談合を誘発・助長することにつき、「故意」又は「重過失」があるとは認められないことから、入札談合等関与行為防止法第 4 条第 5 項の規定による損害賠償責任は存しないと考えることが妥当である。

また、会合に出席した総務課長及び事務管理班長についても同様に損害賠償責任は存しないと考えることが妥当である。